

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和6年1月調査）

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。		
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	(警察庁) 検討中	(警察庁) 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。		
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。		
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要ながあると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。		
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないように、制度の趣旨を周知すること。		
七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制	(警察庁) 一部措置済み	(警察庁) これまでも必要に応じて関係機関と連携するなどして被告

の整備に努めること。	(令和 5 年)	人や刑が確定した者等の身柄の確保等に努めてきたところ、改正法における施行済みの制度について、各都道府県警察に対し、その内容及び趣旨を周知し、これらの制度を通じて逃亡を防止するよう努めている。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。		